

北陸4県に500を超えるNPO法人が誕生。 今後は行政・企業・NPOの「協働」のあり方が問われる。 NPO法人の現在

【NPO（非営利組織）とNGO（非政府組織）】

NPOとは、Non-Profit Organizationの略で、福祉やまちづくりなど特定の社会的な課題について、市民が主体となり、公益（不特定多数の利益）に寄与する活動を行う組織・団体を指し、日本語では、「（民間）非営利組織」と訳されることが多い。

公共的活動を行うが、行政とは一線を画している。また、事業による収益を得るが、企業とは異なり、事業収益は事業・組織の拡大などにのみ再投資し、原則として会員には配分しないこととなっている。この点が民間企業（企業法人）とは大きく異なっている。

NPOに似た組織としてNGO（Non-Governmental Organizationの略）がある。こちらは、日本語で「非政府組織」と訳される。

NGOは、国連の場で使われはじめたもので、会議などにおいて、国連と協力関係にある民間組織・団体のことを、政府代表と区別するために名付けられたものだ。

NPOとNGOは、ともに、政府などのいわゆる行政機関ではない市民（民間）主導で、その活動が社会性・公共性の高いこと、さらに、社会的課題の解決が目標で収

益そのものは目標ではないといった点で似通っている。概ね、NPOは日本国内、特に地域社会やコミュニティをフィールドとする組織、NGOは人権、地球環境、平和、開発協力など国際的な課題を、国際的なフィールドで取り組む組織、と区分されているようである。

【NPO法の制定で「法人格を持つ「NPO法人」が登場】

NPOは、広義には、社会的な課題や公共性・公益性の高い活動に取り組む組織・グループ・団体の総称として使用される（セクターとしてのNPO）。

そうしたNPOの中でも、「特定非営利活動促進法」（NPO法）に基づいて、内閣総理大臣や都道府県知事の認証を受け、法人格を与えられたものが「NPO法人」（特定非営利活動法人）である。

1995年の阪神・淡路大震災の復興におけるボランティア団体やNPOの活躍で、ボランティア・NPO活動への社会的関心が高まり、その役割や重要性が改めて認識されたことなどを背景に、「特定非営利活動促進法」（NPO法）の制定議論が本格化。平成10（1998）年12月1日に施行された。

このNPO法は、一定の基準（表1）を満たすNPOについて、企業（法人）や公益法人と同様に法人格を付与することを定めており、法人となることで、社会的な存在として認知するとともに、行政からの事業委託や団体としての活動を行いやすくすることを目的としている。

具体的には、法人格を持つことによって、以下のような法律行為が可能となり、これまで団体の代表者の名義を使ったり、個人が負担していたさまざまなことを、団体名で（法人として）行うことが可能となった。

- ・銀行等金融機関での口座を開設
- ・事務所を借りる
- ・不動産の登記
- ・電話の設置 等

また、法人となることで行政などの発注する事業を受注する資格を得るといったメリットも生まれる。

一方で、情報公開のために、資料などの作成が必要となる。これは毎年求められるため、事務的な負担は大きい。さらに法人格をもつことにより、納税の義務も発生する。